

次世代につなぐ農業経営支援

①インフレ時代の農業経営

肥料や梱包資材の価格高騰等、昨今の経済情勢は、農業にも大きなダメージを与えている。本稿では、経済・国際情勢の農業経営への影響を分析し、今後の見通しを読み解く。また、インフレ時代を乗り越えるための支援策等も紹介する。

農業ジャーナリスト
日本農業新聞特別編集委員
山田 優

1955年東京生まれ。名古屋大学農学部卒業後、日本農業新聞に従事(38年間)し、世界の農業や農業政策、農産物の通商交渉問題などを取材。著書に『亡国の密約』(共著、新潮社)、『農業問題の基層とは何か』(共著、ミネルヴァ書房)他。



グローバルな供給網の破綻

日本国内でインフレが加速しています。電気代やガス代などの原材料コストが上がり、政府が値上がり分の一部を補填しているにもかかわらず、電器製品や生活必需品、サービスなど幅広い商品の値段が上昇しました。海外でもインフレの動きは止まらず、今年もこの傾向は続く可能性が大きいでしょう。ア

ンテナを高く掲げ、身を守る農家に役立つ情報を幅広く収集することが重要といえます。

消費者物価の騰勢は数字でも明らかです。総務省が二〇二二年一月一八日に発表した消費者物価指数(変動の大きい生鮮品を除く総合指数)は、前年対比三・六%上昇して前月の三・〇%上昇を上回りました。

この伸び率は、第二次オイルショック末期だった四〇年前以来の上げ幅に相当します。五〇年代後半の世代なら覚えている方

が多いと思いますが、オイルショックの時には「狂乱物価」となり、トイレットペーパーなどがスーパーの店頭から消える事態が相次ぎました。

足元では四〇年前のような大混乱は起きていないものの、記録的な消費者物価の上昇を背景に、従業員にインフレ手当を支給する企業も出始めるなど、日本で長年続いたデフレ基調に変化の兆しがあります。

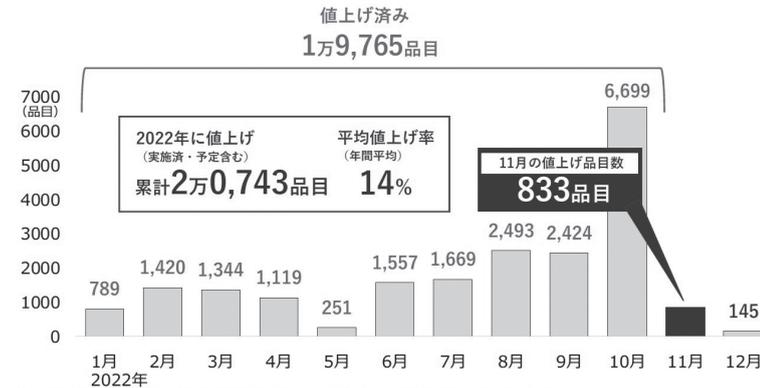
新型コロナウイルスの世界的な蔓延やロシアによるウクライ

ナへの軍事侵攻、相次ぐ異常気象などの要因が折り重なって招いたインフレだけに、出口が見通しにくいのが特徴といえます。

食品価格高騰 続く

国内では食品価格の高騰が続いています。帝国データバンクが毎月発表する『食品主要一〇五社』価格改定動向調査(一月)によると、二〇二二年

【図表1】2022年の食品値上げ（10月31日時点）品目数／月別



【注】調査時点の上場105社の2022年価格改定計画。実施済みを含む。品目数は再値上げなど一部重複を含む
(出所) 帝国データバンク『『食品主要105社』価格改定動向調査(11月)』

の値上げ品目は累計で二万七四三品目に達する見通しです(図表1)。
また、年間の平均値上げ率は一四%と見込まれています。
エネルギーコストの高止まりなどから二〇二三年二〜三月には、値上げラッシュの再来の可能性があるなど、食品のインフ

レ傾向はこれからも続くと同社は分析しています。

日銀は、昨年一〇月に公表した「経済・物価情勢の展望」で、今年の消費者物価指数の動きを予測しています。今年前半に指数はプラス幅を縮小していくものの、「マクロ的な需給ギャップが改善し、中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくも、再びプラス幅を緩やかに拡大していく」として、指数が後半にかけて上昇することを予想しています。

農家経営にとっては、店頭で食品価格が上がることは決して悪い話ではありません。販売価格の上昇はダイレクトに農家所得に結びつくからです。しかも、これまで消費者や事業者の間に染みついたデフレマインドが一掃されれば、コスト上昇を販売価格に転嫁しやすくなります。

昨年末、全国で店舗展開するある中堅外食企業の役員にインタビューをしたところ、「これまでなかなか値上げを言い出しにくかったが、同業各社も一斉

に値上げしたので、遠慮なく価格改定が進められた」とニコニコしながら胸の内を明かしてくれました。記者会見の席などでは苦虫をかみつぶしたようにして「諸般の事情があり、やむを得ず値上げします」と発言していました。が、本音を言えば、「横断歩道の赤信号をみんなで渡れて嬉しい」というような思いもあつたようです。

農産物価格は横ばい

しかし、食品企業が一斉に原材料や人件費の上昇を理由に値上げを進めるなか、農業分野だけが完全に取り残されています。

農水省が二〇二二年一〇月末に発表した、九月の農産物価指数が、それを端的に物語っています。この調査は、農家が売る米や野菜、畜産物の値動き(農産物価格指数)と、購入する肥料、飼料や光熱動力費の値動き(農業生産資材価格指数)を、基準年(二〇二〇年)を一〇〇

次世代につなぐ農業経営支援

② 農業経営存続のための 事業承継

今、地域農業には、次世代組合員の計画的な創出に対する取組みが期待されている。本稿では、農業の事業承継について、事業承継計画策定の流れや具体的な方法について解説する。

税理士法人アンビシャス・パートナーズ
代表社員税理士 森下 浩



北海道大学大学院農学研究所修士課程修了。農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）勤務を経て、2012年4月税理士事務所を開業。北海道税理士会常務理事（税務支援対策部長）、北海道農業経営相談所コーディネーター、北海道6次産業化サポートセンター企画推進員、農林中金アカデミー講師。

はじめに

農業の事業承継については、農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫農林水産事業）が、二〇〇七年六月に「農業経営における事業承継に関する調査報告書」を出しています。同報告書は、当時からすでに「いかに円滑に事業承継を図っていくか」という観点は、地域農業の維持や農業活性化において一つの大きなポイントである」「わが国の

農業はその多くを高齢者が担っており、リタイアが間近に迫っていることを考えると、事業承継は待ったなしの喫緊の課題である」と述べています。その調査から一五年以上が経過した今、地域農業の維持において事業承継は重大な局面を迎えていると感じています。

また一方で、同報告書は「今回調査は、大規模経営体を中心に行ったものだが、概して事業承継についての問題意識は希薄であった」「これは、①事業承継が数十年に一度の割合で起こ

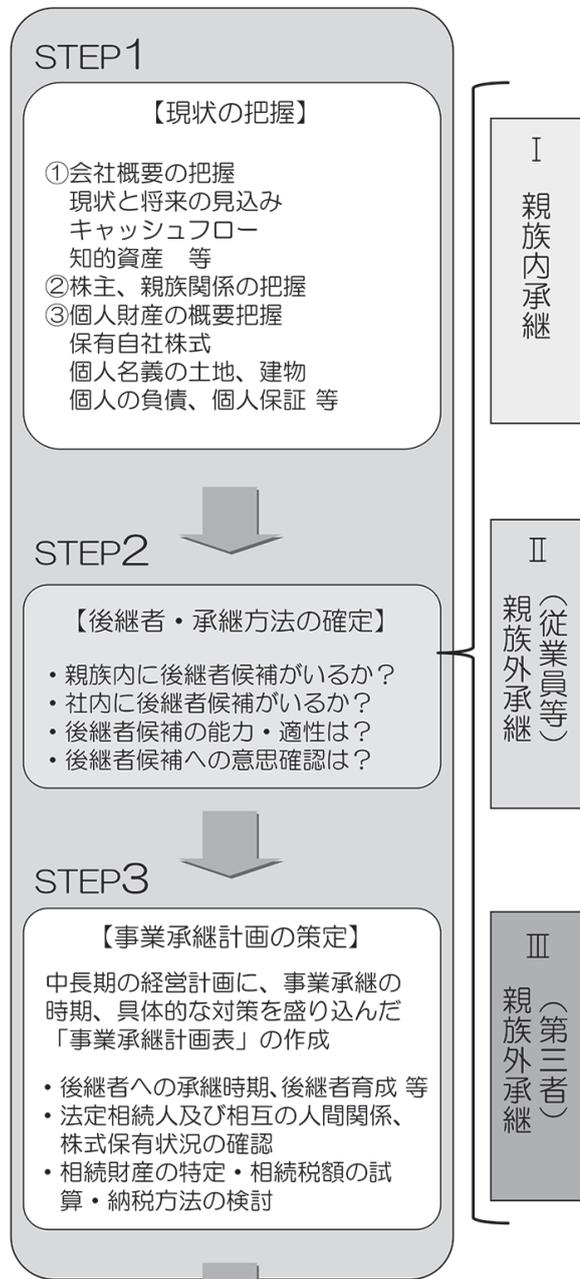
るイベントであり身近な問題として意識されていないこと、②準備不足が招く事業資産の散逸等などに対する危機意識が欠如していること等が考えられる」と述べています。

昨今、農業従事者の高齢化や後継者不足の進展などに伴い、事業承継についての問題意識は一定程度の高まりを感じますが、では事業承継に具体的にどのような取り組みがよいかという情報は圧倒的に不足している状況です。同報告書においても「優良資産が円滑に承継されず

に散逸してしまうことは、地域農業ひいては国全体にとつて大きなマイナスであり、円滑な事業承継がいかに必要か、また事前に計画的に事業承継を進めていくことがいかに大切か、農業者や関係諸機関への能動的な広報活動が必要と考える」と述べられています。

本稿では、JA職員の皆様が事業承継について現場で支援にあたる際の有用な情報を提供できればと思います。

【図表1】事業承継の進め方



I 親族内承継

II (従業員等)
親族外承継

III (第三者)
親族外承継

円滑な事業承継へ

※STEP1とSTEP2については、便宜上、順番に記載していますが、並行して進めるケースも想定されます。また、STEP2が先行するケースもあり得ますが、その場合であっても、現経営者と後継者が共に現状の把握を行うことが重要となります。

(出所) 中小企業基盤整備機構「中小企業経営者のための事業承継対策」より作成

後継者・承継方法の確定

事業承継支援にあたっては、中小企業基盤整備機構が発行している「中小企業経営者のための事業承継対策」が、大変参考になります。事業承継の進め方や事業承継計画の策定、事業承継に関する支援施策などが網羅的にまとめられているものです。

(1) 事業承継の進め方

同冊子にまとめられている事業承継の進め方は、法人の事業承継がベースになっていますが、個人事業主の場合でも考え方は同じです(図表1)。

STEP1【現状の把握】と、STEP2【後継者・承継方法の確定】については、STEP2が先行するケースもあり得ると同冊子に書きがされて

(2) 各承継方法

承継方法には、親族内承継、親族外承継(従業員等)、親族外承継(第三者)の三パターンがあり、承継方法が異なると組立て方や税務的な論点などが異なります。それぞれの承継方法

いですが、まさに農業においては、この後継者・承継方法の確定に、先を意識がいくのではありませんでしょうか。

①親族内承継

親族内承継でも親族外承継(従業員等)でも、後継者を確保するうえで最も重要なのが、良好な人間関係の構築です。子どもに継がせようとしたが親と喧嘩して出て行ってしまった、後継者候補として従業員を雇ったが数年経ってから辞めてしまった、という話をしばしば聞き

のメリット・デメリットは次回図表2のとおりです。

次世代につなぐ農業経営支援

③ 安定経営・規模拡大に役立つ 補助金・税制優遇措置

営農存続や規模拡大には、公的な助成制度等を活用した事業資金の補填や節税が欠かせない。本稿では、農業経営において、知ってほしい補助金制度や税制優遇措置を紹介する。

吉川順子税理士事務所
中小企業診断士 吉川順子

税理士



静岡県沼津市出身。静岡大学人文学部法学科卒業。在学中、中国湖南省岳陽市にて語学留学。卒業後、税理士事務所等の勤務を経て、2014年吉川順子税理士事務所開設。地元静岡県やお世話になった中国に恩返しをしたいとの思いから、1次産業を支援する者を志し、現在に至る。

補助金

(1) 農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）

① 事業の概要

本交付金は、人・農地プランに位置づけられた経営体等を対象に、地域が目指すべき農地利用の集約化実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入

を支援するものです。

② 助成対象者

対象者は、次の者となります。ただし、新規就農者である場合には、認定農業者または認定就農者に限りません。

ア. 実質化された人・農地プランが作成されている地域

・認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体（中心経営体に位置づけられることが事実であると市町村が認める者を含む）。

む。

・地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者。

イ. 実質化された人・農地プランが作成されていない地域

・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者

なお、令和五年度は、人・農地プランが法定化されたことに伴い、前記に加え、目標地図に位置づけられた者が助成対象となる見通しです。

③ 助成対象事業

ア. 取組内容
助成対象者が融資を活用して行う次の取組みとなります。

- ・農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始または改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕。

具体例：トラクターなどの農業用機械の取得、乾燥調製施設や集出荷施設などの取得、ビニールハウスの整備など

- ・農地等の造成、改良または復旧。

具体例…畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備など

イ・要件

事業内容の主な要件は次のとおりです。

- ・単年度で完了すること。
- ・事業費が整備内容ごとに五万円以上であること。
- ・機械等の耐用年数が概ね五年以上二〇年以下のものであること。
- ・運搬用トラック、パソコン、倉庫など、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。

- ・助成対象者の成果目標（注）に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

④ 交付金額

事業内容ごと、次のア～ウのうち最も低い金額となります。

ア・事業費×一〇分の三

イ・融資金額

ウ・事業費－融資金額－地方公共

団体等による助成額

なお、現時点での上限額は三

〇〇万円ですが、令和五年度は、目標地図に位置づけられた者については上限額が六〇〇万円に引き上げられる見込みです。

また、先進的農業経営確立支援タイプ（より高い目標をもって一定の取組等を行うとする農業経営体に対して支援を行うもの）の場合の上限額は、個人一〇〇〇万円、法人一五〇〇万円となります。

(2) 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

① 事業の概要

本交付金は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を資金面から支援するものです。

② 交付対象者

主な要件は次のとおりで、すべての要件を満たす必要があります。

- ・独立・自営就農時の年齢が、原則五〇歳未満であり、次世代を担う農業者となることにつき強い意欲を有していること。

・自ら作成した青年等就農計画に則して主体的に農業経営を行っている独立・自営就農者であること。

・青年等就農計画の認定を受けた者であること。

・青年等就農計画等が、農業経営開始後五年までに、農業で生計が成り立つ計画であること。

・人・農地プランに中心経営体として位置づけられていること（位置づけられることが事実と見込まれる場合を含む）または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

・原則として生活費を支給する国の他の事業による給付等（生活保護など）を受けていないこと。また、雇用就農資金による助成金または経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

・原則として前年の世帯全体の所得が六〇〇万円以下

【図表 1】 経営開始資金

交付金額	令和2年度		令和3年度		令和4年度
	前年の所得が		1～3年目	150万円/年	
交付金額	100万円未満	150万円	4～5年目	120万円/年	150万円/年
	100万円～350万円	(350万円－前年の所得) × 3/5			
	350万円以上	0円			
交付期間(最長)	5年間		5年間		3年間

③ 交付金額および交付期間
直近三年間、交付金額および交付期間は、図表1のように変更されています。

であること。

※夫婦型の場合の交付金額は、上記金額×1.5となる。

※令和4年度は、150万円/年×3年間であり、受給総額が前2年度に比べて減少しているが、これは経営発展支援事業が創設されたことによる。